

令和2年5月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年5月27日(水) 9時00分から11時15分まで
2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委員 渡辺 義弘
委員 村上 睦美
委員 佐藤 寛倫
4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 甲斐 尊
学校教育課長 後藤 徳一
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 後藤 昌二郎
学校給食課長 安東 信二
教育総務課総括課長代理 麻生 幸誠
学校教育課課長代理 岩崎 努
社会教育課総括課長代理 安藤 隆文
文化・文化財課総括課長代理 神田 高士
文化・文化財課課長代理 東 貴則
教育総務課主査 米木 淳子
教育総務課主任 加藤 由梨花
5. 傍聴人 : 大塚 佳代

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ち、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可するというようにいたします。

(傍聴者 入場)

(教育長)

これより臼杵市教育委員会、令和2年5月定例会を開催致します。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、神田委員と渡辺委員の2名を指名致します。

今回の日程のうち、

① 「報告第9号」の「専決処分の承認を求めることについて」

(教職員(小・中学校)の内申について)

② 「5. 教育予算について」の「令和2年度6月補正予算要求について」

③ その他の2項でお諮りしたい事があります。

以上の3つを非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、この3つを非公開とします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、2の教育長報告をいたします。コロナウイルス感染症対策の為、行事が中止となっておりますので、今回、資料は付けておりません。少し学校の様子をお話したいと思います。5月はゴールデンウィーク明けの12日からA・Bの20人を超えないという事で、小規模校は一定程度の人数がそのまま登校ですが、大規模校9校では12日から分散登校を実施いたしまして、今週いっぱい分散登校という事であります。その様子については、その他のところで学校教育課から詳しくご説明いたしますが、この間、各学校では3密対策をしっかりと取りながら、6月1日からの学校再開に向けて準備を模索しながらやっているとあります。4月22日の一斉登校の際、各学校を見て回ったのですが、それから比べると12日以降の学校の3密対策については、格段にレベルが上がってきたと思っています。この間、毎週、臨時の校長会を開きまして、気持ちを揃えながら子ども達の安全・安心な学校運営について協議をしているところであります。6月1日から通常の授業が始まって給食となると、子ども達も給食での感染対策が難しいだろうという事で、学校給食課に無理を言って、昨日から分散登校ではありますが簡易な給食を実施いたしております。6月1日からの再開に向けては、29日に臨時の校長会を開催し、万全な体制で子ども達を迎え入れる予定をしております。この間、6月1日を迎えるにあたってはいろいろな課題が見えてきています。例えば、教育課程をどうするかという事であります。これについては、今週の月曜日に中学校、明日は小学校の学年部会を開きます。臼杵に赴任してきた若い先生達もいらっしゃいますので、各教科、各学年でどのような教育課程の編成をするのか、そして、授業を行うにあたっては、例えば、体育、音楽、技術家庭、理科の実験等には3密対策をどう防いでいくのかというのを、ベテランの教職員が若い先生達にガイドラインを決めて、それを臼杵市全体で共有しながら6月1日を迎える準備をいたしております。

また、水泳についても話題になっています。大分市が先行して新聞報道等で各学校に任せるといような事もありましたが、一昨日、文部科学省からガイドラインが出てきました。昨日、緊急に県教委から指導主事が招集され、プールについてレクチャーがありました。こちらでも速やかに臼杵市のガイドラインを作って各学校に周知する予定です。文科省のガイドラインをみると、こういう安全対策が取れば実施してもよいと書かれていますが、例えばビート板を一回一回全部消毒しなさいとか、プールの着替え場所では3密にならないようにとか、一回一回蛇口を消毒しなさいとか、バディーは2m以上離れなさいと書かれており、学校の実情に応じてと考えています。

そして、中学校の部活動のスタートをどうするかという課題が出ています。昨日、中体連とも話をしましたが、6月1日からの段階的な部活動の再開についてガイドラインを作り、学校現場と話をしているところであります。部活動というと、県体はどうなるのか気になるところですが、インターハイや甲子園はなくなりましたが、県中体連は今週の29日に

結論を出すという事であります。新聞報道等では甲子園はなくなりましたが、各県での子ども達のそれに代わるような大会の実施については文科大臣も前向きに検討してくださいという様な事でありますので、大分県の総合体育大会が仮に中止となった場合、各市町村は3年生の最後の節目の大会を、いろいろな形を考えながら実施に向けて検討をしていかなければと考えているところであります。PTAをどうするのかというところも議論の余地がありますが、まずは6月1日の安全なスタートのため、万全を期してやりたいと思っております。後ほど、詳細を報告いたしますのでご意見、ご指導をお願いいたします。

それから、この間の臼杵市の予算面について、緊急対策で6月議会の補正の専決で、教育委員会関係だとバス通学について、今、野津小、臼杵南小、臼杵小学校等が実施しているのですが、3校5路線について密が発生する学校について、増便をする事に決定いたしました。子ども達はバスの中でも3密状態を防げる状況となりました。

今後、臼杵市でコロナの発症がなければ予定通り6月1日から学校は少しずつ元の姿を取り戻していくと思っております。今日は、行事等が全然ございませんでしたので資料も用意しませんでした。この間の学校の様子、教育委員会の取り組みについて報告をさせていただきました。何か質疑等がありましたらお願いします。

(委員 意見なし)

(教育長)

以上で、教育長報告を終わります。

3. 協議事項

(教育長)

これより「次第3.の協議事項」に入ります。

「報告第9号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

(傍聴者 入場)

(教育長)

それでは、報告第10号の「専決処分の承認を求めることについて」(臼杵市立小・中学

校職員在宅勤務制度実施要領の施行について) 学校教育課に説明を求めます。

(学校教育課長)

専決処分の承認を求めることについて、臼杵市立小・中学校職員在宅勤務制度実施要領の施行について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則の第2条に基づき報告し承認を求めます。理由といたしましては、県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から県立学校に勤務する学校職員について在宅で勤務を可能とする制度の通知があり、本市市立学校職員についても在宅勤務を可能とする必要があるためです。内容については、資料編1ページの臼杵市立小・中学校職員在宅勤務制度実施要領(新型コロナウイルス感染症対応)をご覧ください。第2条等を少し紹介しますが、(1)新型コロナウイルス感染症に感染した場合、次に掲げる、症状が重症化しやすい職員ということで、対象となる職員を例示しています。また(2)としては、新型コロナウイルス感染症の予防のため、所属長が自宅での勤務が必要と認めた職員としています。取り扱い方法について、第4条から第6条に記載していますが、在宅勤務を希望する1週間前までに所定の計画書を校長に提出し承認を得て在宅勤務となりますが、報告書の作成を義務付けております。以上です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(神田教育長職務代理人)

はい、まず1点目。1週間前と書いていますが、1週間という期間で感染者の広がりにも対応できるのかというのが気になります。感染症が始まった時に私は病気だから申請書を出しました。その1週間の間は先生が在宅勤務を出来ない状況になるのでしょうか。出さなくても、在宅を始めても良いのでしょうか。

(学校教育課長)

はい、この制度を使うには1週間前という原則になっていますが、これまでの文科省や県教委からの通知等で、症状があれば即2週間自宅待機というような通知も届いていますので、有給休暇等を含めていろいろな制度を組み合わせながらより良い体制をとっていきたいと考えています。この在宅勤務については有給休暇等を取得せずに済むという利点もあり、職員の1つの権利として施行した運びとなっております。

(神田教育長職務代理人)

もう1点、今から施行されても来年は新型ではなくなっているので、もう少し広い意味で要領を定めた方が良いのではないかと思います。

(教育長)

ありがとうございます。実は、これは教職員の在宅勤務制度という大きな制度があるのですが、臨時講師や会計年度任用職員等が入っていません。一番困っているのは若い方で、子どもさんを保育園に預けられない、これでいうと(2)のどうしても家にいなければいけない先生方をどう救うかという事で、今回、コロナに限って対応していこうということで要領を作成したところであります。ねらいとしては、教職員の身体の事もあるのですが、それ以外の事で休暇をやむを得ずとらなければいけないという事を想定してこちらを作成しました。県も後付で新型コロナの対応についての資料を出してきましたので、施行日については県と合わせたところであります。なので、学校の先生方も子どもさんを預けられるのに、学校には行きたいけど子どもの面倒を看ないといけないという先生方もかなりでてきたところもあるので、学校という特異の職場で子ども達の授業等がありますので、子どもを休ませないといけないのは少し前もって分かりますので1週間としました。ただ、緊急に休む必要がある場合、また対応しますし、それらをカバーしたいという思いで実施要領を作らせていただきました。以上です。その他、何かございますか。

(渡辺委員)

今日、初めて目にするのですが、施行日が4月20日となると前回の教育委員会の時にはこの対応が始まっていたという事になるのですか。

(教育長)

作成したのは前回の教育委員会の後ですが、県の施行日に合わせて遡りました。

(渡辺委員)

先生や職員の方がお休みになった時、その時は有給を使っていたと思うのですが、それをこういう形に対応を切り替えるという事になるのですか。自分が休んだ1週間前の日付で申請を改めて出して、休んだ日からはこの対応で有給を書き換えるということですね。

(学校教育課長)

現場の職員の方にはやや迷惑をかけた点があると思うのですが、そういった対応を取らせてもらっています。

(渡辺委員)

はい、分かりました。

(教育長)

ありがとうございます。前回の教育委員会後に学校の方からそういう要望が出された

のと、県に問い合わせたところ通知も出るという事ですので、ちぐはぐな面もありますが学校現場の先生方にとっては助かる制度だと思っておりますので、こちらを利用していきたくと思います。その他、何かございませんか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、報告第10号については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは、これより議案審議に移ります。まず、第36号議案の「臼杵市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の3ページをご覧ください。第36号議案、臼杵市就学支援委員会委員の委嘱又は任命についてですが、まず就学支援委員会がどういったものか簡単にお伝えしますと、入学してくる就学前の生徒、又は今在籍している児童生徒の中で何らかの支援が必要な子どもさんが増えてきている状況にあります。知的に遅れがあるとか肢体に不自由があるとか、あと発達障害等も多くなっているのですが、そんな児童生徒を調査し、翌年度、どんな支援学級に入るべきか、通級に入るべきか等、それらを調査して決める会が就学支援委員会となっています。その決定機関が就学支援委員会となっていますので、先ずはその件についてです。

臼杵市就学支援委員会委員を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、臼杵市就学支援委員会規則による委員を委嘱または任命し、就学支援委員会を開催する必要があるためです。具体的なメンバーですが、資料編の2ページをご覧ください。翌年度の在籍を決める委員会ですので、医師等も入っている委員会となっています。ご審議をお願いします。

(教育長)

説明が終わりました。メンバーは資料の2ページ、15名の方に就任していただくこととなります。質疑等がありましたらお願いします。

(委員 意見なし)

(教育長)

第36号議案について、承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

次に、第37号議案「臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の委嘱又は任命について」学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の4ページをご覧ください。就学支援委員会の準備の会として調査部会というものを設置しています。児童生徒一人一人の生活の様子や学習の様子を調べる調査員の任命が必要なためです。

第37号議案、臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めます。理由といたしましては、臼杵市就学支援委員会規則による委員を委嘱または任命し、就学支援委員会調査部会を開催する必要があるためです。メンバーについては資料編の3ページをご覧ください。調査をする会ですので、各学校の特別支援教育のコーディネーター等がメンバーとなっています。ご審議をお願いします。

(教育長)

説明が終わりました。全体で27名の医師や教職員の方々に調査に入っていただきます。質疑等がありましたらお願いします。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、第37号議案については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

4. 学力向上について

(教育長)

これより、「4. 学力向上」に移ります。「令和2年度大分県学力定着状況調査について」学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

大分県学力定着状況調査について、大分合同新聞等にも掲載されていましたが、今年度も実施するという報道がされてきました。調査の目的としては、県内の児童生徒の学力や学習・生活状況を把握・分析をして、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ります。また、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるという目的で行います。調査対象は小学校5年生と中学校2年生でして、昨年度までの学習内容で実施されます。資料の裏面をご覧ください。調査当日の日程は、臼杵市教育委員会が各学校に示したものを掲載しています。小学校は日にちが書かれていないのですが、6月23日に実施します。例年ですと、4月末に行っていたのですが今年度は6月23日に行います。中学校は6月25日に行うことになりました。県の通知では、今年度に限っては「実施」又は「実施しない」は市町村に任せられており、周辺市町村の話を知ると「実施しない」という市町村もありますが、臼杵市ではこれまでの自宅学習や分散登校等の効果を把握するため、これを実施し、現状把握をして今後の取り組みに活かしていきたいと考えています。以上です。

(教育長)

ただいまの説明について、何かご意見ございませんか。

(渡辺委員)

生活状況調査等、そういうものについては問題ないと思うのですが、学力定着状況調査については、あまり意味がない様な気がします。それと、全県下が統一ではないので全県下の一覧が出るような事はないと思うのですが、子どもの今の状況の中で、この学力テストに対応できるのかというのが少し心配です。6月23日・25日なので1ヶ月先の話にはなり、それまでは少しは落ち着いてくるとは思うのですが、例年とは随分気持ちが違っているのではないかと思います。また、学校の対応も準備ができるのかという中で無理にする必要があるのかと思いますがいかがでしょうか。

(学校教育課長)

実施する意義については先ほどの話と重なってしまうのですが、渡辺委員の仰る通り、受けられない市もあるので県下で平均が出される事もないそうですが、あくまでも例年の全国偏差等も分かっているので、個人と全国偏差等をみて、どういったところが身につけていない

かを把握して、今度の改善に活かしていこうと思います。比べる事は一切しないという約束を校長先生方としています。あと、子どもの心の状況について、確かに私達も心配だと話をしたのですが、校長会等で協議し、現状を把握した上で再出発しようという話になりました。

(村上委員)

私は、実施した方が良いと思います。休みがあったと言っても、結局は3月の1ヶ月だけですし、1年間はほとんど勉強してきているので、大分県下だけでなく日本中の学校が休んでいた訳なので皆同じ状況ですね。子どもにしても、自分が休んでいる間にどれだけ遅れたかと心配もあると思うので、自信を持たせる意味で私は実施した方が良いと思います。

(教育長)

渡辺委員が言われるのももっともですし、村上委員が言われる事も我々が思っているところでもあります。私個人としては、全学年に1回定着がどうなっているのか臼杵市教育委員会として把握しておきたいと思っているところでもあります。しかし、全部の客観的なテストがないのと、かなりの費用をかけて集計等をしているので、議論の中でもう少し落ち着いてからテストをするべきではという話も出ましたが、その場合は先生方が採点をしないといけなくなるため、今回は受けたらそのまま送れば客観的に個人のデータまでを出してくれます。これが8月や9月になると先生方がそれをしないといけなくなり、先生方に負担の増すため、小学5年生と中学2年生のテストをみながら、この間の休みの影響を断片的ですが把握した上で先生方にもう1回履修の機会を与えていただきたいという指標にしたいと思いい提案させていただきました。その他、何かございますか。

(佐藤委員)

教科に関しては各学校の偏差値や点数等の数値が出てくると思うのですが、質問紙調査の内容とはこういったものなののでしょうか。

(学校教育課長)

いろいろあるのですが、教科に対する興味の質問、人間関係で困った時に相談できる友達がいまつかとか、いじめはどんな事があっても許されないと考えていますか等、学校生活や人間関係、地域行事の参加等、全般的にわたっています。学校はそのアンケート結果を基に、昨年度の取り組みの評価をしたりしています。

(佐藤委員)

この調査は記名式ですか。

(学校教育課長)

記名式です。

(教育長)

おそらくですが、全市町村、テストは受けないところも質問紙については受けるのではないかと思います。子ども達を知る上でとても役に立ちます。

(学校教育課長)

いじめ等に関するアンケート調査は学校独自で毎学期、無記名で全ての学校が行っております。

(教育長)

その他、ございませんか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、この件についてお認めいただけますでしょうか。

(委員 了承)

5. 教育予算について

(教育長)

これより「5. 教育予算について」です。その前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

(傍聴者 入場)

6. その他

(教育長)

それでは、「新型コロナウイルス感染症拡大対策について」の説明を各課よりお願いします。

(教育次長)

これまで、新型コロナウイルス感染症対策につきましては国や県等に従いまして教育委員会を含め、あれこれと対応を求められたところではありますが、逐一、委員の皆様にご報告すべきところではあったのですが、状況の変化が激しく、一段落した5月15日の緊急事態宣言解除を受け白杵市教育委員会の対応という事で整理をいたしました。今から私が説明する内容が現状の最新の教育委員会の対応という事で理解していただければと思います。前置きが長いのですが、教育委員会の対応につきましては白杵市が設置しております白杵市新型コロナウイルス感染症対策本部拡大会議に諮った上での決定事項であります。では、教育委員会の最新の状況につきまして、私の方から説明させていただきます。

まず、学校教育課分につきましては、学校再開予定日をご承知のとおり6月1日にしております。学校再開にあたっては、5月12日から学級をグループ分けし、3密を防ぐ工夫をして分散登校を実施してまいりました。午前中を授業として給食は昨日より実施をしているところであります。部活動につきましては、国や県等の方針を踏まえまして当分の間は実施しないという方針にしております。学校施設利用停止を5月31日まで継続という事で、運動場や体育館等がありますが、社会体育施設としての利用は5月31日までは利用停止としております。この利用対象者は、社会人やスポーツ少年団等の利用ですが、社会教育課との協議の上、6月1日から学校施設の運動場については利用を認める方針を考えているところであります。

(社会教育課長)

続きまして、社会教育課よりご報告いたします。図書館施設につきましては5月11日に利用再開しております。利用の内容といたしましては、貸出と返却のみ、滞在時間は30分以内に限定しております。白杵市中央公民館・野津中央公民館につきましては、大ホール等の一部を除き、使用についてはマスク着用を原則、各部屋の使用定員の1/2以下となるよう入室制限を行いながら再開いたします。白杵市諏訪山体育館・白杵市柔剣道場につきましては引き続き利用停止といたします。次に、記載されております屋外施設につきまして、高校生以下は利用禁止となっておりますが、急遽、スポーツ少年団が活動開始等をしたために、6月1日より身体接触を伴う活動を制限した上での利用再開を行いたいと考えております。

(教育次長)

続きまして、文化・文化財課でございますが、歴史資料館、白杵市文化財管理センターにつきましては、5月11日から既に再開いたしております。一方、白杵市民会館につきましては、施設の構造上、閉鎖的な構造となっておりますので、どうしても3密を避けられず、6月1日以降も基本的に大ホール、小ホール、リハーサル室等、全面的な利用停止を継続したいと思っております。その後は、国や県の方針等の変更をみながら対応していきたいと思っております。

ページをめくっていただき、学校教育課の分散登校に関する補足資料でございます。5月12日から分散登校を開始しておりますが、基本的に1教室当たり児童生徒数を20人程度以下にするために分散登校を実施したところであります。

次のページを見ていただきたいのですが、分散登校時の各校の工夫という事で、3密を防ぐ対応レベルが上がってきております。飛沫防止対策や学校内におけるソーシャルディスタンスの確保等、かなりレベルが上がっています。以上で感染症拡大防止対策の説明を終わります。

(教育長)

先ほど、社会教育課より説明がありましたが、公民館については6月1日から再開しますが、運動系の活動については3密を防ぐため再開せず、書道や絵画教室や会議等でソーシャルディスタンスが取れる定員の半分で開放していきます。次長から説明がありましたが、学校施設についても開放するよう地域の方などから言われているのですが、体育館は子ども達も使う関係もあるため開放せず様子を見たいと思っております。部活についても6月1日から徐々に1時間程度で接触をしない運動形態をとり、体育館であれば二つの部活は入れないとか、そういう厳しいルールの中で少しずつ子ども達の体力を戻していくやり方をしていきたいと思っております。この間の感染症拡大防止対策について、ご質問やご意見等はありませんか。

(渡辺委員)

6月1日からは通常通りの再開という事で良いのですよね。部活動については当分の間は実施しないという事ですが、接触をしないような形で少しずつ認めるという事ですが、例えばバレーやバスケットにしてもボールを触り合うので、そういうところはトレーニングだけという形と捉えて良いのですか。

(教育長)

本当に難しいのですが、6月の第1週は1時間程度、週3回まで、週末は行わないとか、身体接触を伴う活動やお互いに接近し合う行動については第2週までの間は自粛するなど、基本的な動作を中心とした活動を行う等、細かくガイドラインを作成しました。ボールについては終わったら消毒をします。実は、児童生徒が使用する学校の机やドアノブを先生方は

子ども達が帰った後に1時間かけて消毒をしています。そして、朝に子ども達を8時に迎えるため、7時位から出勤し換気をしたり消毒液の準備をしたり、これ以上ない対応をしています。ボールについては2週目から少しずつそういった形で、終わったら消毒するとか、手洗いをして競技場に入る等していきたいと思います。

(渡辺委員)

今、8時登校ですが、8時～8時半の間の30分間も子どもが学校にいる必要はあるのかと思っています。始業は40分からですよね。朝、先生達が教室で顔合わせをするにしても、10分～15分前に教室にいれば良い事だと思います。その分、登校時間を下げても良いのではと思います。そうする事により、先生方も少しは負担軽減できるのではないかと思います。

(教育長)

ありがとうございます。昨日、校長会の代表者会でその件について話をしました。これは管理規則とかに関係はなく、各学校で児童生徒の登校を少し下げても大丈夫です。ただし、授業の開始は40分からでして、学校毎に先生方の負担を少しでも軽減できるように話し合いをしました。金曜日に全体の校長会がありますので、そこでお知らせしたいと思っています。

(村上委員)

朝、先生が皆の机を拭いていると仰っていましたが、それは子どもに拭かせるのは駄目なのですか。特に中学生とかになると完璧ですよ。人がしてくれるというのを子どもが覚えるのではなく、子ども自身が気を付けるというのを覚えないといけないし、先生に負担をそんなにまでかけるのは気の毒だと思います。

(教育長)

学校によっては、放課後に実施しているところもあると思うのですが、この間については、子ども達も慣れない中、細かいこと全部となると先生方も大変な事になるのですが、村上委員が言われるように子ども達にも自分で自分の身を守るという事も少しずつ育てていかないといけないと思っています。

(神田教育長職務代理者)

先程、渡辺委員が仰った事は間違いないと思うのですが、時間を物理的に短くする事がウイルス対策にとっても有効ですが、「何時までに来てください。」では変わらないと思います。「何時まで来ないでください。」と言わないと駄目だと思います。ただ、そうすると保護者の方で7時半には家を出てくれないと困るところも出てくると思います。

(村上委員)

野津小学校ですと、7時半以降でないとか来てはいけないという決まりがありますよね。

(教育長)

学校毎、そしてバスの運行の関係等もあります。

(村上委員)

子どもは授業よりも友達と遊ぶとか話すとかを楽しみに学校に行きますよね。

(教育長)

3密を完全に排除すると学校は運営ができなくなるので、なるべく3密が重ならない努力をしないといけないと思っています。今後、エアコンを使う時にどうするのかという事で、各学校に扇風機の台数調査をしています。エアコンと扇風機を併用して少し窓をあけておく対応をしていかないと、今度はコロナではなく熱中症で倒れる子が出てきます。学校を再開するにあたり不安な事ばかりですが、いろいろ案を出しながらやっていきたいと思いません。

(佐藤委員)

今、分散登校中ですが、子どもに分散登校で一番困った事は何かと聞くと、先生の授業のペースが物凄く速いと言っていました。先生の気持ちも分かるのですが、先生各々で授業の進め方は違うのでしょうか。

(教育長)

違いはありますが、教科部会を設け、ペースや軽重のつけ方等、なるべくスタンダードに揃えていきたいと思えます。

(佐藤委員)

やはり6月1日からの再開で少しでも取り戻そうという感じでしょうか。

(教育長)

それはあると思います。この後の6. その他の2項目でそれをご提案したいと思います。その他、よろしいでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、「新型コロナウイルス感染症拡大対策について」はお認めいただけますでしょうか。

(委員 了承)

(教育長)

それでは、その他の2項目に入りますので傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

(教育長)

これもちまして、5月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
